

(議員の活動原則)  
第4条 議員は、次に掲げる原則に基づき活動するものとする。

(1) 議会が言論の場であること及び合議制機関であることを十分に認識し、議員間の自由な討議を通して、市政の論点、争点を分かりやすく明らかにするよう努めること。  
(2) 市民の代表として、日常の調査活動及び自己研鑽を通して常に自らの資質の向上に努めること。

(3) 議会の構成員として、議会機能の向上及び円滑かつ効率的な議会運営に努めるとともに、一部の団体又は地域等に偏ることなく、市民全体の福祉の向上を目指すこと。

(議員の政治倫理)  
第5条 議員は、市民の代表として、高い倫理観を持ち、品位を保持しなければならない。

(議員定数及び議員報酬)  
第6条 議員定数は、西条市議会議員定数条例(平成20年西条市条例第1号)、議員報酬は、西条市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償条例(平成20年西条市条例第17号)にそれぞれ定めるところによる。

2 議員定数及び議員報酬の改正に当たっては、行財政改革の視点及び類似団体との比較だけでなく、人口、面積、財政力及び市政の現状と課題、将来の予測と展望を十分に考慮するとともに、議員活動の評価等に関して広く意見を聴取するため、参考人制度及び公聴会制度等を活用するよう努めるものとする。

3 議員定数及び議員報酬の条例改正議案は、市民の直接請求による場合及び市長が提出する場合を除き、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第109条第6項又は法第112条第1項の規定に基づき、委員会又は議員が明確な改正理由を付して提出するものとする。

(会派)

第7条 議員は、議会活動を行うため、会派を結成することができる。

2 会派は、政策を中心とした同一の理念を共有する議員で構成し、活動するものとする。

3 会派は、議会運営及び政策立案等に関し必要に応じて会派間で調整を行い、合意形成に努めるものとする。

(政務活動費)  
第8条 政務活動費に関するものは、西条市議会政務活動費の交付に関する条例(平成16年西条市条例第7号)で定めるところによる。

第3章 議会と市民との関係

(情報公開の推進)  
第9条 議会は、市民に対して議会の活動に関する情報を推進し、説明責任を果たさなければならない。

2 議会は、本会議のほか、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会を原則公開するものとする。  
3 議会は、西条市情報公開条例(平成16年西条市条例第11号)の実施機関として、議会活動に関する資料を原則公開するものとする。

(市民による政策提案)  
第10条 議会は、請願及び陳情(以下「請願等」という。)を市民からの政策提案として受け止め、適切かつ誠実にこれを審議又は審査するものとする。

2 議長及び委員長は、請願等の審議又は審査に当たり、必要に応じて請願等の提出者から意見を聴く機会を設けることができる。

(広報広聴の充実)  
第11条 議会は、議案に対する審議経過及び各議員の賛否等を公表し、議会の活動を市民が的確に評価できるように情報提供に努めるものとする。

2 議会は、多くの市民が議会と市政に関心を持てるよう、インターネットやホームページ、議会広報紙その他の多様な情報伝達手段を用いて、広報活動の充実を努めるものとする。  
3 議会は、市民の意見を広く聴取し、議会活動に反映させるため、広聴活動に努めるものとする。

(議会報告会)  
第12条 議会は、市政の諸課題に柔軟に対処するため、市政全般について、議員及び市民が自由に情報及び意見を交換する議会報告会を行うものとする。

2 議会報告会に関し必要な事項は、議長が別に定める。

第4章 議会と市長等との関係

(市長等との関係)  
第13条 議会及び議員は、二元代表制に係る市長等との立場及び権能の違いを踏まえ、緊張ある関係の構築と保持に努めなければならない。

2 議員は、本会議における質問において、市政における論点及び争点を明確にするため、一問一答方式等で行うことができる。  
3 議長又は委員長は、会議等における審議又は審査の充実を図るため、会議等の論点等を明確にする必要があると認めるときは、市長等に対して議員(委員会における委員を含む。)の発言の主旨に対する確認の機会を付与することができる。

(議会審議における論点の形成)  
第14条 議会は、市長等が提案する重要な政策について、論点を明確にし、深く審議を行うため、市長等に対して、次に掲げる事項について明らかにするよう求めるものとする。  
(1) 政策の背景  
(2) 検討した他の政策案等の内容  
(3) 他の自治体の類似する政策との比較検討  
(4) 市民参加の実施の有無とその内容

(5) 総合計画との整合性  
(6) 関係法令及び条例との整合性  
(7) 政策の実施に係る財源措置  
(8) 将来にわたる政策の効果及びコスト計算

2 議会は、予算及び決算の審議に当たっては、前項の規定により、市長等に対して施策別又は事業別の説明資料を求めることができる。

(議決事件)  
第15条 議会は、議決機関としての機能強化のため、法第96条第2項の規定により、積極的に議決事件の追加等を検討するものとする。

2 前項の議会の議決すべき事件に関し必要な事項は、別に条例で定める。

(政策提言)  
第16条 議会は、政策立案機能の強化に努め、条例の制定、議案の修正及び決議等の政策提案を行うとともに、市長等に対して積極的に政策提言を行うものとする。

2 議会は、前項の目的を達成するため、政策提言会を行うことができる。

第5章 議会の機能強化

(委員会の活動)  
第17条 委員会は、その特性を活かし、専門的かつ具体的な議論により議案等の審査、所管事項の調査及び政策提案を行うよう努めるものとする。

(議会改革の推進)  
第18条 議会は、社会経済情勢等の変化により新たに生ずる市政の課題に適切かつ迅速に対応するため、この条例の理念に基づく議会の改革、活性化に取り組むものとする。

(議員研修の充実)  
第19条 議会は、議員の政策立案能力の向上を図るため、議員研修の充

実強化に努めるものとする。

(専門的知見の活用)  
第20条 議会は、議案等の審査及び本市の事務に関する調査のため、必要に応じて法第100条の2に規定する学識経験を有する者等による専門的事項に係る調査を活用し、討議に反映させるものとする。

(危機管理)  
第21条 議会は、災害等の不測の事態から市民の生命、財産又は生活の平穏を守るため、市長等と協力し、危機管理に努めるものとする。

(交流及び連携の推進)  
第22条 議会は、他の自治体の議会又は議員との間でまちづくりに関する政策及び議会運営等について意見交換するため、積極的に交流及び連携に努めるものとする。

(議会事務局)  
第23条 議会は、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、調査及び法務機能をはじめとする議会事務局の充実強化に努めるものとする。

(議会図書室)  
第24条 議会は、議員の調査研究に資するため、議会図書室の充実に努めるものとする。

第6章 補則

(見直し手続き)  
第25条 議会は、議員の一般選挙後速やかに、この条例の目的が達成されているかどうかを議会運営委員会において検討するものとする。

2 議会は、前項の規定による検討の結果に基づき、必要に応じて適切な措置を講ずるものとする。

附則 この条例は、平成29年2月1日から施行する。